

橿原市一時多量ごみ収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一時多量ごみ収集の実施に関し、橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成13年橿原市条例第11号。以下「条例」という。）、橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成13年橿原市規則第17号。以下「規則」という。）及び橿原市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、条例、規則及び計画の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時多量ごみ 条例第2条第2項第6号に定める一時多量ごみ収集により収集する一般廃棄物をいう。
- (2) 排出者 第6条の規定に基づき収集を依頼する一時多量ごみについて、法に基づく処分権限を有する者をいう。
- (3) 排出者等 排出者又はその代理人をいう。
- (4) 手数料 条例別表2に定める一時多量ごみ収集の利用に係る手数料をいう。

(収集時間)

第3条 一時多量ごみ収集は、月曜日から金曜日（12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。）の13時30分から15時15分まで行うものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

(収集品目)

第4条 一時多量ごみ収集の収集品目は、計画に定めるとおりとする。

(収集場所等)

第5条 排出者等は、市と協議して決定した収集場所に一時多量ごみを排出しなければならない。

- 2 収集場所は、市が適正に収集を行うことができると判断した場所とする。ただし、排出者等の住宅内は含まないものとする。
- 3 排出者等は、収集場所についての使用承認等を取得することとし、当該収集場所の使用に関する他者からの苦情等についても、排出者等が対応しなければならない。

(予約)

第6条 排出者等は、一時多量ごみ収集の利用に際し、電話により予約をしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

2 前項の予約の際、排出者等は次に掲げる事項を市長に申し出なければならない。この場合において、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは、排出者等に収集日時、受付番号を通知して予約の受付を行うものとする。

- (1) 排出者の住所、氏名及び連絡先
- (2) 収集日時に立ち会う排出者等の住所、氏名及び連絡先
- (3) 希望する収集日時
- (4) ごみの品目及び数量の概要
- (5) 収集運搬車両の区分及び台数
- (6) 希望する収集場所
- (7) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の予約については、収集を希望する日の2か月前の日から行うことができるものとする。

4 排出者等は、第2項の内容に変更が生じた場合、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは、当該予約を変更して受付することができる。

(予約の取消し)

第7条 市長は、次に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、前条に規定する予約を取消することができる。

- (1) 予約した収集日時から15分を超えて排出者等が現れない場合
- (2) 第9条に規定するごみの確認に協力しない場合
- (3) 第10条に規定する申請の前に、排出者等より一時多量ごみ収集をしない旨申し出があった場合
- (4) 予約事項に虚偽又は不正の事実があることが明確である場合
- (5) 排出者等がこの要綱に違反した場合
- (6) その他市長が収集困難と判断した場合

(本人確認)

第8条 収集日時に立ち会いを行う排出者等は、第10条に規定する申請を行う前に市長

が定める本人確認書類を市に提示しなければならない。

- 2 前項において代理人が立会いを行う場合、さらに排出者より事務の委任を受けたことを証する委任状を市に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定によるほか、市長は、一時多量ごみ収集の実施において市長が必要と認めるものの提出を求めることができる。

(ごみの確認)

第9条 市長は、次条に規定する申請に先立ち、一時多量ごみの確認を行うことができる。

この場合において、排出者等はこれに誠実に協力するものとする。

(申請)

第10条 排出者等は、この要綱に同意した上で、一時多量ごみ収集申請書兼作業終了確認書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(ごみの排出及び積込み)

第11条 排出者等は、収集日時に収集場所で、一時多量ごみを適正排出(計画に従い、ごみを分別して排出する等収集運搬車両に積込みできるような状態で排出することをいう。以下同じ。)しなければならない。

- 2 市長は、一時多量ごみが適正排出されていないと判断した場合、収集を拒否するものとする。
- 3 市長は、申請に基づき、収集運搬車両の積載制限の範囲で収集するものとする。ただし、第6条第4項に該当する場合は、予約に基づく収集運搬車両の積載制限の範囲に相当する量の一時多量ごみを収集するものとする。
- 4 排出者等は、一時多量ごみ収集の作業中は立ち会うものとする。

(所有権等の放棄)

第12条 排出者等は、一時多量ごみの収集に際し、市長が収集運搬車両に積込みをした一時多量ごみについては、以後、市に所有権等を主張できないものとする。

- 2 申請の際、排出者等より一時多量ごみの再利用への承諾を得た場合、市長はその一時多量ごみを市長の判断により再利用することができるものとする。

(収集の終了)

第13条 市長は申請に係る一時多量ごみの積込みが完了した際、立ち会いを行った排出者等に作業完了の通告をすることにより、申請に係る一時多量ごみ収集を終了するものとする。この場合において、排出者等は一時多量ごみ収集申請書兼作業終了確認書(様式

第1号)に署名をしなければならない。

2 市長は、次に掲げる場合は、一時多量ごみの収集を終了できるものとする。

- (1) 排出者等より収集を終了する旨申し出があった場合
- (2) 申請事項に虚偽又は不正の事実が発覚した場合
- (3) 収集日時から15分を超えて適正排出なされなかった場合
- (4) 排出者等がこの要綱に違反した場合
- (5) その他市長が収集困難と判断した場合

(手数料)

第14条 排出者等は、申請の際に手数料を支払わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(排出者等の義務等)

第15条 排出者等は、一時多量ごみ収集の利用に際し、本要綱、一時多量ごみ収集の実施に関して市長が定めたこと及び市長の指示に従わなければならない。

2 排出者等は、第三者の権利を侵害することがないように努めなければならない。当該廃棄物の処分が第三者の権利を侵害していた場合、排出者等の責任と負担により解決するものとする。

(損害賠償)

第16条 市の一時多量ごみ収集の実施に伴い、排出者等に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

様式第1号（第10条、第12条、第13条関係）

一時多量ごみ収集申請書兼作業終了確認書

（宛先） 檀原市長

私は、檀原市一時多量ごみ収集実施要綱第10条に基づき、下記の通り申請します。

記

排出者の住所 排出者の氏名	
収集日時	
ごみの品目及び数量の概要	
収集運搬車両の区分及び台数	
収集場所	

年 月 日

（立ち会いを行う排出者等）

住所

氏名

私が排出した一時多量ごみについて、第12条第2項に基づき、市が再利用することを承諾します。

[はい ・ いいえ]

檀原市一時多量ごみ収集実施要綱第13条第1項に基づき、本日の収集作業が完了していることを確認しました。

署名 _____